

委員会提出議案第2号

概算払や前金払による支出方法の選択・採用に慎重な判断を求める決議

地方公共団体が外部者と締結する契約について、当該契約に係る事業・業務に要した経費の支払は、その相手方の反対給付の履行完了後に行うことが原則とされる。

しかし、過日の請願審査によって、本市における指定管理料の支出・支払においては、この原則の例外である前金払による支出方法が、指定管理者との協定全体の中で、およそ7割を超えて採用されていたことが判明した。

確かに、概算払や前金払による支出方法は、制度上設けられているものであるが、これら支出方法の特例は、事業・業務の性質や内容、相手方の財務状況等を勘案しつつ、事業・業務の確実な遂行の保持や、その目的を達成するために要する事前準備に係る経費の確保など、相手方の債務の履行前に支出することが真にやむを得ない場合に限り認められるべきものである。

よって、市執行部においては、概算払や前金払といった公金の支出方法の特例を選択・採用しようとする場合には、相手方との協議を踏まえ、その必要性や妥当性等について十分に精査し、慎重に判断されることを強く求める。

以上、決議する。

平成28年3月11日提出

さいたま市議会総合政策委員会

委員長 島 崎 豊